

広島県告示第百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第二項の規定による通知ができないので、同法第一百八十九条の規定によつて、通知の内容を関係市役所及び関係町役場の掲示場に掲示した。

平成二十六年三月十七日

広島県知事 湯崎英彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

所 在 場 所	所有者（登記簿上の所有者）の氏名
山県郡安芸太田町大字穴字榎ヶ原一四七一の一	佐川吉太郎
山県郡北広島町筏津字清水ヶ丸二四二の三	宮川裕治
山県郡北広島町長 笹字土穴一七六一の一	菊本俊弘
山県郡北広島町長 笹字土穴一七六一の二	沖田ユキエ
山県郡北広島町長 笹字土穴一七六三	加藤仙太郎
山県郡北広島町長 笹字土穴一七六四	弓場初子
山県郡北広島町志路原字樋佐毛一〇六四	末田順市
安芸高田市八千代町佐々井字後藤一一七四の四	土橋浅市
大竹市小方町小方字阿多田島山一四七九の三八	望月周右衛門
大竹市小方町小方字阿多田島山一四七九の四五	津山英子
大竹市小方町小方字阿多田島山一四七九の四五	松本佳子
大竹市小方町小方字阿多田島山一四七九の四六	山根文子
大竹市小方町小方字阿多田島山一四七九の四六	山坂八重子
大竹市小方町小方字阿多田島山一四七九の四六	山根昇平

廿日市市宮内字入野八〇一の一

山下美行

廿日市市宮内字入野八〇二二

山下美行

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のことおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)